

藤沢市事業者用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策として太陽光発電システム設置の推進を図るため、市内で所有する建物に太陽光発電システムを設置する事業者又はあらかじめ太陽光発電システムが設置された建物を購入する事業者に対し、その費用の一部を補助することについて藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象システム 次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

ア 太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）が1kW以上のシステムであるもの

イ 未使用品であるもの

(2) 対象システムの設置 太陽光発電システムが設置されていない建物への設置をいう。

(3) 対象建物 対象システムが設置された建物をいう。

(4) 対象建物の購入等 あらかじめ対象システムが設置された建物の購入又は建築と同時に対象システムが設置される建物の建築をいう。

(5) 補助事業 対象システムの設置又は対象建物の購入等をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げる設備の設置等に要する経費とする。

(1) 太陽電池モジュール及び据付台

(2) 接続箱

(3) パワーコンディショナー

(4) 分電盤

(5) 余剰電力販売用電力量計

(6) 配線、配線器具の購入及び据付

(7) 設置工事に係る費用

(8) 前各号に掲げるもののほか、工事に関する費用で市長が必要と認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、第11条に規定する期日までに、同条に規定する完了届を提出できる者であって、電灯契約を締結できる、次に掲げるすべての要件を満たす者

(1) 事業所として所有又は所有を予定している建物に対象システムを設置する事業者。（現に市内に事業所を有し、又は第11条に規定する完了届を提出する日までに事業所を市内に新設する場合に限る。新設する場合、第7条第1項第4号に係る書類で確認できる所在地が市外にある場合でも対象となる。

(2) 市税（第7条第1項第5号において提出することを規定する納税証明書に係る法人市民税又は住民税を含む。）に滞納がないこと。

(3) 対象システムの設置又は対象建物の建築を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人に請け負わせること、又は対象建物を市内に事務所若しくは事業所がある事業者又は個人から購入すること。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税額を除く。）の4分の1とし、上限1,000,000円とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（制限）

第6条 補助金の交付は、1事業者に対して1年度につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、藤沢市事業者用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ対象システムが設置された建物を購入する場合については、建物の引渡し、かつ、電力会社との電力受給契約日以前とする。

(1) 対象システムを設置する建物の場所を示す案内図

(2) 対象システムの設置の場合においては、設置しようとする場所の設置前の現況の写真

(3) 対象システムに係る工事請負契約書の写し又は対象システムが設置される建物の売買契約書の写し（契約書に補助対象経費の内訳明細が記載されていない場合、見積書を添付）

(4) 法人の場合は法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（それぞれ3か月以内に発行したもの）、個人事業主の場合は前年の確定申告等の写し、個人事業税の証明（3か月以内に発行したもの）等個人事業主であることが確認できる書類

(5) 次に掲げる場合にあつては該当する書類

ア 法人の場合

(ア) 申請日現在本市に事業所を設立する予定の場合において、申請日の属する年度の法人市民税の最初の納期限が到来する日（アの項において「申請年度最初の納税期限日」という。）までに申請する場合 本社等、拠点となる建物の所在地（以下「本拠地」という。）が発行する申請日の属する年度の前年度の法人市民税納税証明書

(イ) 申請日現在本市に事業所を設立する予定の場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 本拠地が発行する申請日の属する年度の当年度の法人市民税納税証明書

(ウ) 申請日前に本市に事業所を設立した場合（申請日現在本市に1年以上継続して、事業所を有している場合を除く。）において、申請年度最初の納税期限日までに申請する場合 本拠地が発行する申請日の属する年度の前年度の法人市民税納税証明書

(エ) 申請日前に本市に事業所を設立した場合（申請日現在本市に1年以上継続して、事業所を有している場合を除く。）において、申請年度最初の納税期限日翌日以降に申請する場合 本市が発行する申請日の属する年度の当年度の法人市民税納税証明書

イ 個人事業主の場合

(ア) 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請日の属する年度の住民税の最初の納税期限が到来する日（イの項において「申請年度最初の納税期限日」という。）までに申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

(イ) 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降に申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書

(ウ) 申請日の属する年度の前々年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日までに申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

(エ) 申請日の属する年度の前年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降に申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書

(6) 既築の建物に対象システムを設置する場合は、建物に係る全部事項証明書

(7) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市事業者用太陽光発電システム設置費補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市事業者用太陽光発電システム設置費補助事業計画変更・中止承認申請書(第3号様式)に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市事業者用太陽光発電システム設置費補助事業計画変更・中止承認等通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。

(事業の完了)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日（閉庁日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに、

藤沢市事業者用太陽光発電システム設置費補助事業完了届(第5号様式。以下「完了届」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 対象システムの設置費に係る申請者宛の領収書の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約書の写し又は当該契約を証する書面
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の事業認定を証する書類
- (4) 設置した太陽電池モジュール及びその他の状況が確認できる写真
- (5) 対象システムを設置した建物に係る補助事業者が所有者であることが登記された全部事項証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後、速やかに、藤沢市事業者用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

(取得財産の管理及び処分等)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産の設置の日から起算して10年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供するなどの処分(以下「処分等」という。)をしてはならない。
- 3 前項に規定する義務を履行できない場合は、交付を受けた補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額(100円未満切り捨て)を返納しなければならない。なお、1か月に満たない使用月については使用月に含めないものとする。
- 4 補助事業者は、第2項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分等に関する承認通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 取得財産の設置の日から起算して10年以内に処分等を行ったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不適当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市事業者用太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市事業者用太陽光発電システム設置費補助金返還命令書（第10号様式。以下「命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

（備付帳簿）

- 第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間は保管整備しておかなければならない。

（調査）

- 第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象システムの設置工事の状況及び設置後の稼働状況等について、施工現場等において調査することができる。

（協力）

- 第18条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。
- (1) 事業者用太陽光発電システム設置に関するアンケート調査
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（雑則）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。